

J C P Eコンクリート電気防食管理技術者資格認定制度

認定登録・更新手続き要領

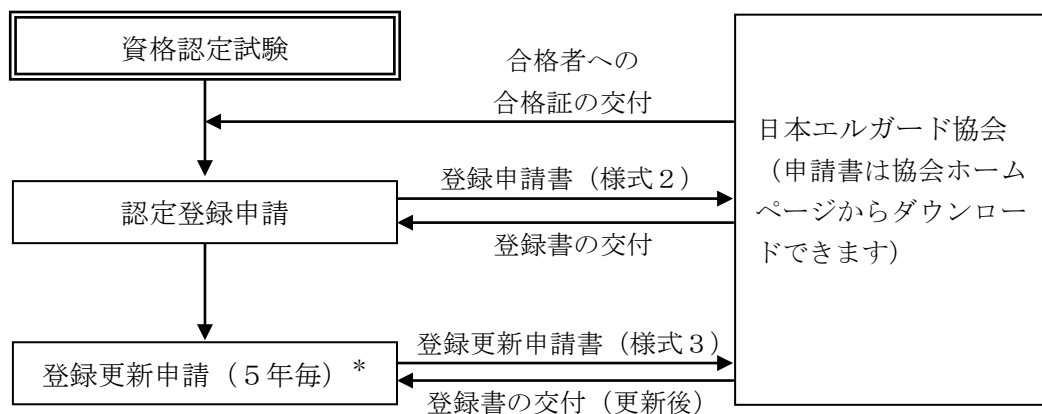
日本エルガード協会

1. はじめに
2. 認定登録から更新までの流れ
3. 認定登録の手続き
4. 更新の手続き（有効期間内の更新）
5. 再登録の手続き（有効期間失効後の更新）

1. はじめに

資格認定試験に合格し、資格認定証を交付された方は、日本エルガード協会（以下、「当協会」という。）の資格認定登録者名簿に登録することができます。資格認定登録者名簿に登録され、登録証を交付された方は、登録の有効期間内において「**J C P Eコンクリート電気防食管理技術者**」の名称を使用することができます。

2. 認定登録から更新までの流れ



* 登録の有効期間を越えて失効した場合、失効後2年以内であれば養成講習を受講することで、登録更新を行うことができます（有効期間失効後の認定登録更新申請書—様式4による）。

3. 認定登録の手続き

(1) 認定登録申請期間

認定試験合格者の認定登録申請期間は、年度末の業務集中を避ける為、**毎年10月1日から1月31日までの4ヶ月間**とします。

また、事務簡素化の為、登録申請書を省略させていただきます。

(平成18年10月1日改訂)

- (2) 認定登録対象者
資格認定試験に合格し、合格証を交付されてから3年以内の方に限ります。
- (3) 認定登録手続き料
認定登録の手続き料は、3,000円とします。
手続き料を当協会の指定する下記の郵便局振替口座に払い込んでください。
払込手数料は申請者の負担とします。
払込手続き完了の旨を電子メールにて所定のアドレス（nintei@elgard.com）に登録番号、会社名、氏名を連絡してください。
また、手続き料の払い戻しはいたしません。

郵便局 振替口座番号： 00150-2-389511
口座名義： 日本エルガード協会

- (4) 申請書類
事務簡素化の為、登録申請書を省略させていただきます。
(平成18年10月1日改訂)
[問合せ先]
〒102-8465 東京都千代田区六番町6-28
住友大阪セメント株式会社 建材事業部内
日本エルガード協会 事務局 担当：峰松、鹿島
TEL.03-5211-4756 FAX.03-3221-5183
- (5) 登録証の交付
登録証は毎年4月1日までに交付いたします。また、登録証の交付と併せて資格認定登録者名簿に登録します。
- (6) 登録の有効期間
登録の有効期間は、登録証の交付日（毎年4月1日）から5年後の3月31日までとします。

4. 更新の手続き（有効期間内の更新）

- (1) 更新申請期間
認定登録更新の申請期間は、年度末の業務集中を避ける為、毎年10月1日から1月31日までの4ヶ月間とします。(平成18年10月1日改訂)
- (2) 更新対象者
登録証の有効期間内において5年目を迎えた方に限ります。
- (3) 登録更新手続き料
有効期間内の更新手続き料は、3,000円とします。
郵便局の振替口座に払い込んでください。
払込手数料は申請者の負担とします。
また申請書類は電子メールにて所定のアドレス（nintei@elgard.com）に提出してください。
なお、手続き料の払い戻しはいたしません。
- (4) 申請書類
別記様式3の「認定登録更新申請書」を電子メールにて当協会の所定のアドレス（nintei@elgard.com）提出してください。なお、別記様式3の「認定登録更新申請

書」は当協会ホームページ <http://www.elgard.com/> からダウンロードすることができます。

(5) 登録証の交付

更新した登録証は毎年4月1日までに交付いたします。また、登録証の交付と併せて資格認定登録者名簿への登録を継続します。

(6) 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録証の交付日（毎年4月1日）から5年後の3月31日までとします。以後の更新についても同様とします。

5. 再登録の手続き（有効期間失効後の更新）

(1) 再登録申請期間

再登録の申請期間は、年度末の業務集中を避ける為、毎年10月1日から1月31日までの4ヶ月間とします。（平成18年10月1日改訂）

(2) 更新対象者

登録の失効から2年を経過していない方に限ります。ただし、登録の失効から3年を経過するまでに当協会の実施する養成講習を受講し、養成講習修了証を交付されることが必要です。

(3) 養成講習の受講

再登録には、当協会の実施する養成講習を受講して頂く必要があります。なお、養成講習の受講は、「コンクリート電気防食管理技術者 資格認定試験のご案内」に従って行ってください。

(4) 再登録手続き料

再登録手続き料は、10,000円とします。郵便局の振替口座に払い込んでください。払込手数料は申請者の負担とします。また申請書類は電子メールにて所定のアドレス（nintei@elgard.com）に提出してください。なお、手続き料の払い戻しはいたしません。

(5) 申請書類

別記様式4の「再登録申請書」を電子メールにて当協会の所定のアドレス（nintei@elgard.com）に提出してください。なお、別記様式4の「再登録申請書」は当協会ホームページ <http://www.elgard.com/> からダウンロードすることができます。

(6) 登録証の交付

再登録手続きによる登録証は毎年4月1日までに交付いたします。また、登録証の交付と併せて資格認定登録者名簿へ記載します。

(7) 登録の有効期間

再登録の有効期間は、失効登録証の継続交付日（毎年4月1日）から5年後の3月31日までとします。以後の更新についても同様とします。